

第2章 意見書の意見の概要及び博覧会協会の見解

1 環境影響評価

(1) 環境影響評価手続き

11-01 環境アセスメントを進めるにあたっては、21世紀のモデルとなるようなアセスメントを行わなくてはなりません。愛知万博の環境アセスメントは、通産省要領に忠実に従って実施されなければならないことはもちろん、環境影響評価法の精神をも十分にくみ取ってなされなければならないことは当然です。

《 見 解 》

博覧会事業は、平成9年6月に公布された環境影響評価法の対象事業に指定されておられません。しかしながら、本博覧会は、環境に配慮した博覧会の開催を目指していることから、平成7年12月の閣議了解において「本博覧会の開催に当たっては、環境影響評価を適切に行うこと」が確認されたことを受けて、環境影響評価法の施行に先駆けて同法の趣旨を踏まえて制定された通産省要領に基づき、環境影響評価を実施しております。

これまでの取り組みにおいても、通産省要領に定められた手続きを適切に実施するとともに、幅広い意見聴取等を行ってきました。また、先行事例が少ない中で、生物多様性の観点からの生態系や、廃棄物、温室効果ガス等の項目に積極的に取り組み、図書の記載内容の充実を図ってきました。

今後も引き続き、環境影響評価を適切に実施することができるよう努めてまいります。

11-02 新住事業ならびに道路事業は中止され、会場計画の対象地域が大きく変わったにも関わらず、前に行ったアセスの結果を踏まえるとしているのは重大な瑕疵である。「環境アセス法の趣旨を先行的に取り組み、事業計画の立案と実行を適切に反映させることを基本原則とする」(平成10年3月24日通達)に違反していることは明らかである。名古屋弁護士会の意見書を受け入れ、西地区・南地区に関するアセスを最初からやり直すべきである。

11-03 博覧会アセスは21世紀のアセスのモデルとなるべく実施される。新たな場所の追加には、アセスの再実施が必要であるとされているが、残念ながら、方法書段階を省いたかたちで検討状況報告書が出されたことは、このモデルにならないばかりか、今後のアセスの悪しき前例になる恐れがある。

11-04 通産省要領は、今回のような会場計画の大幅な縮小・変更、新たな会場の増加はもともと想定していません。このような場合は、通産省要領のみによるのではなく、法律とその施行規程も万博アセスメントに適用するかたちで運用されなければなりません。長久手町という新たな行政区画が追加された現在、仮に環境への負荷が低減されたとしても環境アセスメントの再実施は当然です。検討会議においても、きちんとした環境アセスメントを実施していくことの合意があったはずですが。

万博計画が大幅に修正・変更されてきたにも関わらず環境アセスメントの再実施を行なわなかったことは問題であり、あらためて愛知万博の環境アセスメントを再実施することを求めます。

11-05 会場計画が大きく変更されたことによる問題を追跡調査で済ませようとしているのは重大な違反であり、無責任極まりない。当局の論理においても、変更されたことによって生ずる問題に

については、予測・評価の段階から行わなければならないはずだ。

《 見 解 》

準備書の作成以降、愛知青少年公園等も利活用する検討に着手し、海上地区のみの会場計画（第 案）と愛知青少年公園等も利活用する会場計画（第 案）を比較検討したところ、第 案の方が環境影響が低減していると判断したことから、通産省要領の規定に基づき、次の段階の手続きである評価書の作成を行いました。この評価書について、通産大臣から、第 案の検討を具体的に進めて評価書の修正を行うべき等の意見が述べられております。

今後、BIE 総会において承認された基本的な計画をもとに、会場計画等の熟度が一定程度高まった段階で環境影響を把握し、修正評価書を作成してまいります。

11 - 06 p.10、「なお、その後も・・・環境影響を把握することが必要な事項は、追跡調査において対応する」という泥縄的な対応では許されない。環境影響を把握することが必要な事項はきちんと環境影響評価手続きを行うべきである。

《 見 解 》

「追跡調査」は、修正評価書の公告後から解体工事終了までの期間に、修正評価書に記載する追跡調査計画に基づき実施する調査であり、工事中及び事業の実施時期における環境の状況を把握するとともに、予測の不確実性への対応、環境保全措置の効果の確認等を目的に実施します。

この追跡調査は、工事中及び事業の実施等に伴う環境モニタリング調査、今後の計画熟度に対応して実施する追跡調査、に区分することができます。は、計画が具体的になった段階で必要に応じ調査、予測及び評価を実施するものです。

博覧会事業における会場計画は、展示・催事と整合性を取り、また、参加国の意向を反映しつつ計画を策定していくことが重要であるという特性を有しております。さらに、これらの事業は広範囲に及ぶものであり、施設等の計画の内容や熟度は様々なものになることも想定されます。そのため、本環境影響評価における会場計画の諸元は、環境影響評価法が対象とするような通常の事業案件の環境影響評価と比べて不確定要素を多く含んでおります。こうしたことから、博覧会の開催準備が進み、本博覧会を構成する個々の事業計画の具体化に応じて環境影響を把握するとともに、その結果を環境保全措置等に反映させていくこととしております。

なお、それぞれの追跡調査の結果については、報告書に取りまとめて公表するとともに、報告書に対して寄せられた住民等の意見に配慮して、環境の保全のための措置を新たに講ずるなど適切な対応について検討してまいります。

11 - 07 万博計画は、環境問題・会場計画・交通アクセス・住民参加など、まだ多くの問題点をもっています。それにも関わらず、また、修正評価書が完了しないまま、BIE へ登録申請が行われたことは大きな問題です。

環境アセスメントの再実施が行われるまで BIE 登録はされるべきではなく、事業者としては登録申請書を取り下げるべきです。登録申請は日本政府の行為であるというのであれば、協会としては、日本政府に対して申請を取り下げるよう働きかけをするべきです。

11 - 08 万博計画が変更され、青少年公園と海上地区が一体のものとして万博会場登録がされるの

であれば、一体的なものとしてアセスメントを実施することが必要である。12月BIE登録が優先されてアセスを省略し手抜きをすることは、新アセス法を先取りして実施するとした万博事業に関するアセスメントに反することではないか。

11-09 青少年公園地区アセスの手続きをしっかりと行うこと。

検討会議でも議論され提案されたにも拘わらず、7月から始めて12月登録に間に合うように何故しなかったのか理解に苦しむ。実質的にアセスが行われれば良いと考えれば、十分間に合ったはずである。

《 見 解 》

BIE登録申請に必要な事項は、国際博覧会の名称・テーマ、開催期間、会場地、資金計画、推進するための暫定計画等を記載するとともに、会場計画については、会場地を明記するとともにその構想図を添付することになっております。この会場計画の変更については、今後の詳細検討や環境影響評価の結果により、大幅なもの（例えば、会場地の変更等）を除き可能となっております。したがって、会場建設や参加招請のスケジュール等から勘案し、この時期に政府が登録申請を行いました。

なお、環境影響評価は、国内的に、博覧会事業の具体的な計画がまとまった段階で、修正評価書の公告を行いたいと考えております。

11-10 今後においては、知事意見、環境庁、通産省意見を聞き、修正評価書を出すことが最低限のことだ。

11-11 市民参加・県民合意による愛知万博をめざすためにも、住民からの意見は大切にすべきです。BIEもこのことを強調しています。

このまま修正評価書の段階に進むとすれば、その修正評価書の作成までに今後どのようなかたちで住民からの意見を聴取し、修正評価書に反映するのかを明示してください。また、瀬戸市長・豊田市長・長久手町長とならんで、愛知県知事からの意見も聴取すべきです。

11-12 西地区に関して、生活環境の悪化、交通渋滞、騒音、大気汚染など不安が解決できないままでは、地元住民の理解を得ることは難しい。

事業者として一方的にことを進め、最大限配慮すると言われても不安をぬぐい去ることはできません。

《 見 解 》

本博覧会に係る環境影響の検討状況については、今後も必要に応じ説明・意見交換の機会を持ちたいと考えております。また、環境影響評価における情報提供や住民参加に、引き続き努めてまいります。

今回作成した検討状況報告書は、評価書についての通産大臣意見（第1-4）において、計画熟度に応じて住民からの意見を十分に求め、この意見に配慮して事業計画への適切なフィードバックに努めることなどが指摘されたことを踏まえ、BIE登録申請書に盛り込まれた会場計画等について、環境の保全の見地から重点的に早急に検討すべき課題について現段階の検討状況を取りまとめたものです。

長久手町については、通産大臣意見（第1-1.(2)）において、青少年公園地区等について関係者の意見を聴きつつ検討を進めることなどが指摘されたことから、地元住民の方の意見の把握に努めるとともに、準備書以降、新たに博覧会会場として検討が進められることになった愛知青少年公園の地元自治体として、環境保全の見地からの意見をお聴きしたいと考えております。

11 - 13 東部丘陵線は、万博開催に間に合わせようとして計画されています。このような万博とセットになった事業については、連携してアセスが行われるべきです。

東部丘陵線のアセスと万博アセスを連携して行うことを求めます。

《 見 解 》

東部丘陵線の環境影響評価の進捗状況を勘案して、本博覧会の会場建設工事による環境影響の把握に努めてまいります。

11 - 14 万博およびその他関連工事の総合的アセスメントが必要である。

工事のための車輛や工事による環境への影響は、同時に行うものは総合的に評価しなければ意味がない。早急に他事業と連携をとり総合的にアセスメントを行うべきである。その結果、負荷が過重になる場合には、工事の延期など対策を示すべきである。（他に同趣旨1件）

11 - 15 万博前の四年間に町内では、名古屋瀬戸道路、県道力石名古屋線、田柵名古屋線、御富士線、瀬戸大府線、また、町民のための下水配管工事、万博用仮設配管工事など多くの工事が予定されている。町民が受ける工事車両による被害を考えると、総合的アセスメントが是非とも行われるべきである。

この報告書は現実的ではない。

11 - 16 工事中は、万博関連工事も含めた影響の予測がされなければならない。工事車両について、万博関連であれば協会が把握して複合的な影響を示すべきである。

《 見 解 》

環境影響評価の対象が事業者の責任の及ぶ範囲に限られること、また、隣接地域で行われる事業であっても、その工事計画等が具体化する時期は様々であることから、本博覧会の会場建設工事と関連事業との複合影響については、引き続き検討すべき課題であると考えております。

11 - 17 町民に対し、万博の計画及びそれによる環境影響予測について周知が不十分である。正確な情報を伝え、町民の疑問にきちんと答え、意見を反映させる場が十分ではなく、住民合意を得て行う万博とは全くなっていない。地域ごとに、また時間帯も夜間だけでなく昼間や土曜日午後の開催など、さまざまな人が参加できるようにきめ細かく実施すべきではないか。

《 見 解 》

本博覧会に係る環境影響の検討状況については、今後も必要に応じ説明・意見交換の機会を持つとともに、環境影響評価における情報提供に引き続き努めてまいります。

また、説明会や意見交換会等の開催方法について、住民の方の意向把握に努めてまいります。